

所属CD
------	-------

↑日本生命にお勤めの方は記入

- 被保険者
 被扶養者

出産育児一時金請求書

※退職者における被扶養者の出産育児一時金は支給対象外

↓ 記号・番号は[マイナポータル]アプリでご確認ください

被 保 険 者 記 入 欄	記号	番号	所属名(退職者は記入不要)		
	(フリガナ)				部・室	課・G	
	被保険者氏名				支社	営業部	
	生年月日				資格取得年月日	S・H・R	年 月 日
	(被扶養者が分娩したとき) 分娩者氏名				資格喪失年月日	R	年 月 日
上記のとおり申請いたします。 併せて、給付金の受領を事業主に委任いたします。				生年月日	S・H	年 月 日	
住所： 〒 -				R 年 月 日			
被保険者氏名：							

医 師 ・ 助 産 師 証 明 欄	分娩者氏名	生年月日	S・H	年 月 日	
	分娩予定日	R	年 月 日	分娩日	R 年 月 日	
	生産または死産の別 (いずれかにチェックしてください) →	<input type="checkbox"/> 生産 <input type="checkbox"/> 死産 (妊娠 週 日)				
	出生児数 (いずれかにチェックしてください) →	<input type="checkbox"/> 単胎 <input type="checkbox"/> 多胎 (児)				
	上記のとおり相違ありません。					
医療機関所在地 〒 -						
医療機関名称						
医師・助産師氏名						

出産育児一時金支給申請の前に必ずご確認ください

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者本人および被扶養者となっている家族が出産し、直接支払制度・受取代理制度を利用しなかった場合に申請する手続き。 ・妊娠85日（12週と1日）以降の出産であれば、生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶を問わず対象となる。 ・被保険者期間が継続して1年以上ある被保険者本人が、資格喪失後6カ月以内に出産した場合も対象となる。 また、任意継続被保険者で、強制被保険者期間が1年以上あり、任意継続被保険者資格喪失後6カ月以内に出産した場合も対象となる。 なお、被保険者の資格喪失後に被扶養者が出産した場合は対象外。
支給額	<ul style="list-style-type: none"> ・支給額は健康保険法に準じるため、 下記、日本生命健保オフィシャルHPを参照。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>日本生命健保オフィシャルHP > こんなとき > ライフシーン編 > 出産したとき > 出産育児一時金・家族出産育児一時金 > 解説</p> </div> <div style="text-align: right; margin: 10px 0;">  </div> <p>※被保険者出産育児一時金、配偶者・家族出産一時金はいずれか一方しか受給できない。</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 医師・助産師の証明を受けられない場合は、 母子手帳の1ページ目に記載されている「保護者の記入欄」 「出生届済証明」 (写) ② 医療機関等に支払った、産科医療のスタンプ押印済の「領収証」 (写) ③ 医療機関等から交付される「直接支払制度に係る代理契約を医療機関等としない旨」が記載された合意文書 ④ 健康保険資格喪失後の分娩の場合は、以下のいずれかの書類を添付する <ul style="list-style-type: none"> ・現在加入の健康保険の資格情報のお知らせ (写) ・現在加入の資格確認書(写) <p><海外で出産した場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 出産した事実が確認できる書類 (医師・助産師の証明または領収書の写し) ② 同意書
提出締切	<p>健保組合に毎月10日までの到着分は、原則翌月給与処理にて支給する。(不備のない場合) グループ会社職員はグループ会社経由、退職者は退職時の所属経由、任意継続および特例退職の被保険者は登録口座へ支給。</p>